

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>7 広域振興局農政部及び農林部並びに農業改良普及センターの出納員に対する委任事項</p> <p>広域振興局農政部農村整備室及び農林部農林振興センター並びに農業改良普及センターに係る次の事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>7 広域振興局農政部及び農林部並びに農業改良普及センターの出納員に対する委任事項</p> <p>広域振興局農政部農村整備室、<u>農林振興センター及び農村整備センター</u>並びに農林部農林振興センター並びに農業改良普及センターに係る次の事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>10 県南広域振興局土木部北上土木センター管理課長、遠野土木センター管理用地課長又は千厩土木センター管理課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該土木センターの庁舎である合同庁舎等（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等をいう。以下同じ。）内の所に係る<u>収入金</u>の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>10 県南広域振興局土木部北上土木センター管理課長、遠野土木センター管理用地課長又は千厩土木センター管理課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該土木センターの庁舎である合同庁舎等（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等をいう。以下同じ。）内の所に係る<u>歳入金及び歳入歳出外現金等</u>の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
<p>12 地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。）のうち、合同庁舎等を庁舎とする地方公所以外の地方公所並びに岩手県漁業取締事務所及び教育事務所に係る出納員に対する委任事項</p> <p>当該地方公所に係る次の事項（給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）</p> <p>(1) <u>収入金</u>の収納及び保管を行うこと（岩手県漁業取締事務所及び教育事務所を除く。）。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 歳入歳出外現金等の<u>払出し</u>を行うこと（岩手県漁業取締事務所及び教育事務所を除く。）。</p> <p>(5)～(7) [略]</p>	<p>12 地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。）のうち、合同庁舎等を庁舎とする地方公所以外の地方公所並びに岩手県漁業取締事務所及び教育事務所に係る出納員に対する委任事項</p> <p>当該地方公所に係る次の事項（給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）</p> <p>(1) <u>歳入金</u>の収納及び保管を行うこと（岩手県漁業取締事務所及び教育事務所を除く。）。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 歳入歳出外現金等の<u>出納及び保管</u>を行うこと（岩手県漁業取締事務所及び教育事務所を除く。）。</p> <p>(5)～(7) [略]</p>
<p>13 県南広域振興局総務部総務センター所長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該県南広域振興局総務部総務センター（以下「総務センター」という。）の庁舎である合同庁舎等内の所に係る次の事項（1、3から7まで及び9から12までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）</p> <p>ア <u>収入金</u>の収納及び保管を行うこと。</p>	<p>13 県南広域振興局総務部総務センター所長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該県南広域振興局総務部総務センター（以下「総務センター」という。）の庁舎である合同庁舎等内の所に係る次の事項（1、3から7まで及び9から12までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）</p> <p>ア <u>歳入金</u>の収納及び保管を行うこと。</p>

イ 歳入歳出外現金等の払出しを行うこと。

ウ～オ [略]

(2) 知事が行う工事又は財産若しくは都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第4項若しくは屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により知事が保管する工作物等若しくは広告物等（以下「保管工作物等」という。）の売買等に係る入札又は契約が当該総務センターが所管する区域内の場所で行われる場合において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる収入金の収納及び保管並びにイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の払出しを行うこと（イにあつては、県南広域振興局土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るものを除く。）。

ア～エ [略]

(3)・(4) [略]

14 広域振興局経営企画部管理主幹（県南広域振興局にあつては、総務部長）又は広域振興局経営企画部地域振興センター管理主幹である出納員に対する委任事項

(1)・(2) [略]

(3) 知事が行う工事又は財産若しくは保管工作物等の売買等に係る入札又は契約が所管区域内の場所で行われる場合（県庁舎（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則第2条第1項に規定する県庁舎をいう。）で行われる場合を除く。）において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる収入金の収納及び保管並びにイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の払出しを行うこと（県南広域振興局にあつては、総務センターに係るもの及び土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るもの（イに限る。）を除く。）。

ア～エ [略]

(4)～(7) [略]

15 会計規則第2条第5号に規定する東京事務所等の出納員に対する委任事項

当該事務所に係る次の事項（給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

(1) 収入金の収納及び保管を行うこと。

(2)～(5) [略]

(6) 歳入歳出外現金等の払出しを行うこと。

(7)～(9) [略]

イ 歳入歳出外現金等の出納及び保管を行うこと。

ウ～オ [略]

(2) 知事が行う工事又は財産若しくは都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第4項若しくは屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により知事が保管する工作物等若しくは広告物等（以下「保管工作物等」という。）の売買等に係る入札又は契約が当該総務センターが所管する区域内の場所で行われる場合において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる歳入金の収納及び保管並びにイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の出納及び保管を行うこと（イにあつては、県南広域振興局土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るものを除く。）。

ア～エ [略]

(3)・(4) [略]

14 広域振興局経営企画部管理主幹（県南広域振興局にあつては、総務部長）又は広域振興局経営企画部地域振興センター管理主幹である出納員に対する委任事項

(1)・(2) [略]

(3) 知事が行う工事又は財産若しくは保管工作物等の売買等に係る入札又は契約が所管区域内の場所で行われる場合（県庁舎（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則第2条第1項に規定する県庁舎をいう。）で行われる場合を除く。）において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる歳入金の収納及び保管並びにイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の出納及び保管を行うこと（県南広域振興局にあつては、総務センターに係るもの及び土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るもの（イに限る。）を除く。）。

ア～エ [略]

(4)～(7) [略]

15 会計規則第2条第5号に規定する東京事務所等の出納員に対する委任事項

当該事務所に係る次の事項（給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

(1) 歳入金の収納及び保管を行うこと。

(2)～(5) [略]

(6) 歳入歳出外現金等の出納及び保管を行うこと。

(7)～(9) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。